



# 目 次

ページ

議案甲第 2 6 号	多久市印鑑条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 7 号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する 条例……………	3
議案甲第 2 8 号	多久市税条例の一部を改正する条例……………	6
議案甲第 2 9 号	多久市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する 条例の一部を改正する条例……………	1 5
議案甲第 3 0 号	多久市立図書館条例の一部を改正する条例……………	1 7
議案甲第 3 1 号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例……………	2 0
議案甲第 3 2 号	多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	3 7
議案甲第 3 3 号	多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	3 9
議案乙第 2 8 号	平成 3 0 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定 について……………	4 0
議案乙第 2 9 号	平成 3 0 年度多久市給与管理・物品調達特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	4 1

議案乙第30号	平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	42
議案乙第31号	平成30年度多久市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	43
議案乙第32号	平成30年度多久市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	44
議案乙第33号	平成30年度多久市宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	45
議案乙第34号	平成30年度多久市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	46
議案乙第35号	平成30年度多久市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	47
議案乙第36号	平成30年度多久市水道事業会計決算の認定 について……………	48
議案乙第37号	平成30年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	49
議案乙第38号	令和元年度多久市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
議案乙第39号	令和元年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊

議案乙第40号	令和元年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）……………別冊
議案乙第41号	令和元年度多久市水道事業会計補正予算（第1号）…別冊
報告第9号	放棄した債権の報告について……………50

## 議案甲第26号

### 多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和50年多久市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の住民基本台帳」を「本市が備える住民基本台帳」に改める。

第3条中「みずから」を「自ら」に改める。

第4条第3項中「みずから」を「自ら」に改め、同項第1号中「はりつけた」を「貼付した」に改める。

第5条第1項第1号中「氏名、氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「通称（令第30条の16第1項）」に、「氏名若しくは」を「氏名、旧氏若しくは」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、「あらわして」を「表して」に改める。

第6条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同項第9号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第8号とする。

第8条中「き損」を「毀損」に改める。

第12条の見出しを「（印鑑登録の抹消）」に改め、同条中第1項各号列記以外の部分中「消除」を「抹消」に改め、同項第2号中「住民票を消除した」を「住民票が抹消された」に改め、同項第4号中「消除」を「抹消」に改め、同条第2項中「消除」を「抹消」に、「みずから」を「自ら」に改める。

第14条第1項中「別に定める事項の写し」の次に「（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を加え、同条第2項中「印鑑票の複写によるものとする」を「電子計算組織又は印鑑票の複写により作成する」に改める。

第15条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

#### （提案理由）

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧氏の使用に係る規定を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 27 号

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(多久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 多久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 29 年多久市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「法第 16 条第 2 号」を「法第 16 条第 1 号」に改める。

(多久市職員給与条例の一部改正)

第 2 条 多久市職員給与条例（昭和 29 年多久市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 20 条の 2 第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 21 条第 1 項及び第 22 条第 7 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 多久市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 44 年多久市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条及び第 12 条中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 13 条第 2 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 多久市職員の退職手当に関する条例(昭和38年多久市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(多久市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 多久市職員の旅費に関する条例(昭和63年多久市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条第1号から第4号まで」に改める。

(多久市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 多久市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年多久市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年多久市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号と



する。

第5条及び第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第 28 号

### 多久市税条例の一部を改正する条例

(多久市税条例の一部改正)

第 1 条 多久市税条例（昭和 29 年多久市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額）が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 6 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金（第 1 号に掲げる寄附金であって、法第 37 条の 2 第 2 項の規定により総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対するものをいう。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が 2,000 円を超える場合には、当該 100 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 113 条第 2 項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の

支部において収納されたものに限る。) で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に事業所を有する法人又は団体に対する寄附金(当該事業所において収納されたものに限る。)

イ 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により佐賀県知事又は佐賀県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭

ウ 佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第34条の2第3号ウに基づき佐賀県知事が指定した寄附金又は金銭

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨  
第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養

親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「、第2項」を「及び第2項」に、「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「第7項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつた時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした

者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 多久市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中多久市税条例第34条の7第1項の改正規定並びに第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中多久市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令



和 3 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の多久市税条例（この条において「2 年新条例」という。）第 3 4 条の 7 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に支出する 2 年新条例第 3 4 条の 7 第 1 項に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 2 年新条例第 3 6 条の 2 第 6 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき多久市税条例第 3 6 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

4 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の多久市税条例第 2 4 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の多久市税条例（以下「元年 1 0 月新条例」という。）の規定中軽自

動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の多久市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 29 号

多久市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

多久市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和 39 年多久市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 3 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 昭和 20 年勅令第 542 号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭和 22 年政令第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により本市に帰属した財産のうち当該政令の施行前から引き続き自治会等が管理しているものを当該自治会の代表者又は当該自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による認可を受けたものに限る。）に譲渡するとき。

第 4 条及び第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

本市に帰属した財産を自治会に無償譲渡するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第30号

### 多久市立図書館条例の一部を改正する条例

多久市立図書館条例（昭和39年多久市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図書館法（昭和25年法律第118号）」の次に「第10条」を加える。

第4条から第6条までを次のように改める。

（業務）

第4条 図書館は、次の業務を行う。

- （1） 図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- （2） 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- （3） 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。
- （4） 読書会、研究会、講演会、資料展示会等の開催及び奨励に関すること。
- （5） 利用者に対する読書啓発及び利用援助に関すること。
- （6） 図書館報その他読書資料の発行及び頒布をすること。
- （7） 他の公立図書館等との資料の相互貸借及び連携協力の推進に関すること。
- （8） 学校、公民館、博物館、研究所等との連携及び協力をすること。
- （9） 市内学校図書館へ資料を提供し、連携をすること。
- （10） 文化団体、社会教育団体との連携及び団体活動の支援に関すること。
- （11） 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うこと。

（開館時間）

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、多久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、こ

れを変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日までの日
- (3) 特別整理期間（毎年14日以内で教育委員会が定める期間）
- (4) 館内整理日（12月を除く毎月最終木曜日）

第6条の次に次の5条を加える。

(図書館の管理)

第7条 図書館の管理は、多久市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年多久市条例第17号）に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 前条により指定管理者が図書館の管理を行う場合、指定管理者は、第4条に掲げる業務のほか、図書館の管理運営に関して教育委員会が特に必要と認める業務を行うものとする。

(利用の禁止)

第9条 館長は、図書館において次の事項に該当するときは、利用を禁止することができる。

- (1) 営利及び特定の政治活動を目的として利用する場合
- (2) 図書館内の風紀又は秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に対し、迷惑をかける恐れがあると認められるとき。
- (4) 館長の指示に従わないとき。
- (5) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により図書館の施設、諸資料又は付属設備を汚損又は紛失した場合、現品又は相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、指定管理者の指定その他指定管理者による管理のために必要な事項については、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この条例による改正後の規定により行ったものとみなす。

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

開館時間等の延長及び指定管理に関する規定を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第 3 1 号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

目次を次のように改める。

### 目次

第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 款 運営に関する基準（第 5 条—第 34 条）

第 3 款 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）

第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 款 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）

第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 53 条—第 61 条）

### 附則

「第 1 章 総則」を「第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改める。

第 1 条の前に次の節名を付する。



## 第1節 総則

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第28号とし、第18号から第23号までを4号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、**第14号を削り**、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条**中**第12号を第17号とし、**第11号の次に次の5号を加える。**

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

「第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準」及び「第1節 利用定員に関する基準」を削る。

第3条の次に次の節名及び款名を付する。

## 第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第1款 利用定員に関する基準

第4条第1項中「この章」を「この節」に改める。

「第 2 節 運営に関する基準」を削る。

第 4 条の次に次の款名を付する。

#### 第 2 款 運営に関する基準

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 1 3 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同法第 7 3 条第 1 項」を「同法附則第 7 3 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に改め、同条第 2 項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 1 0 条及び第 1 1 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第 2 7 条第 3 項第 2 号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 2 8 条第 2 項

第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3

学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係

る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

「第3節 特例施設型給付費に関する基準」を削る。

第34条の次に次の款名を付する。

### 第3款 特例施設型給付費に関する基準

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付

費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款」に、「支給認定子ども」とあるのは」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは」に、「支給認定子ども」とする」を「教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「**法**第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

「第3章 特定地域型保育**事業**の運営に関する基準」及び「第1節 利用定員に関する基準」を削る。

第36条の次に次の節名及び款名を付する。

### 第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1款 利用定員に関する基準

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「この章」を「この節」に、「」の数を」を

「) の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「第 27 条」を「第 28 条」に、「同条に規定する小規模保育事業 B 型」を「同省令第 31 条に規定する小規模保育事業 B 型」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「同条に規定する小規模保育事業 C 型」を「同省令第 33 条に規定する小規模保育事業 C 型」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号第 3 号」を「法第 19 条第 1 項第 3 号」に改める。

「第 2 節 運営に関する基準」を削る。

第 37 条の次に次の款名を付する。

#### 第 2 款 運営に関する基準

第 38 条第 1 項中「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「同法第 73 条第 1 項」を「同法附則第 73 条第 1 項」に改める。

第 41 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項」を「この項から第 5 項まで」に改め、同項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 9 項とし、**同条第 7 項の次に**次の 1 項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（**附則第5条**において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

**第42条**第3項中「事業所内保育事業を行う者であって、」を「事業所内保育事業（」に、「20人以上のもの」を「20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「あつては」を「あつては、第1項本文の規定にかかわらず」に、「障害児入所支援施設」を「障害児入所施設」に改め、同項を同条第6項とし、**同条第1項の次に**次の4項を加える。

2 **市長**は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認



める者

4 **市長**は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が2人以上のものに限る。）であって、**市長が**適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当

該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。））」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。））」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。））」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは

「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準」を削る。

第50条の次に次の款名を付する。

### 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章の規定を適用する」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

## 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付

しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国

籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附則第2条中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号

に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、「と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」」を削る。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

### （提案理由）

子ども子育て支援法の改正に伴い利用者負担額及び字句を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。



議案甲第 3 2 号

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「法第 3 4 条

の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 45 条中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改める。

附則第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理設備において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第 3 条中「5 年」を「10 年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、連携施設の確保等に係る経過措置期間を延長するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 33 号

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の要件を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案乙第 28 号

平成 30 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第29号

平成30年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の  
認定について

平成30年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、  
監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 30 号

平成 30 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第31号

平成30年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

平成30年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 3 2 号

平成 3 0 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 3 0 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦



議案乙第 33 号

平成 30 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

平成 30 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 3 4 号

平成 3 0 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 3 0 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第35号

平成30年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について

平成30年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 36 号

平成 30 年度多久市水道事業会計決算の認定について

平成 30 年度多久市水道事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年 9 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第37号

平成30年度多久市病院事業会計決算の認定について

平成30年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

報告第9号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成30年多久市条例第4号）第12条第1項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月2日

多久市長 横尾 俊彦

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成31年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
市営住宅 使用料	第5号該当 (時効期間満了)	7人	51件	718,200円	時効 5年
	平成14年度	1人	5件	65,300円	
	平成15年度	2人	9件	148,900円	
	平成16年度	1人	2件	21,000円	
	平成17年度	1人	11件	151,800円	
	平成18年度	1人	12件	165,600円	
	平成19年度	1人	12件	165,600円	
	第8号該当 (所在不明)	1人	1件	11,900円	
	平成13年度	1人	1件	11,900円	
計	8人	52件	730,100円		

※合計人数のうち実人数は2人

債権放棄年月日：平成31年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数 ( )内は 契約延人数	件数	金額	
水道料金	第1号該当 (生活困窮)	11(12)人	61件	465,682円	時効 2年
	平成11年度	1人	5件	8,400円	

平成13年度	1人	8件	11,625円
平成16年度	1(2)人	10件	179,237円
平成18年度	1人	2件	19,976円
平成19年度	1人	10件	81,836円
平成20年度	2人	16件	134,316円
平成21年度	2人	3件	8,820円
平成22年度	1人	4件	9,555円
平成27年度	1人	3件	11,917円
第2号該当 (免責)	14(15)人	75件	2,411,297円
平成11年度	1人	12件	45,549円
平成12年度	1人	6件	21,000円
平成15年度	2人	10件	32,321円
平成16年度	2人	10件	39,627円
平成17年度	2人	9件	53,421円
平成18年度	1人	12件	113,610円
平成19年度	1(2)人	7件	1,948,695円
平成20年度	1人	3件	9,513円
平成21年度	2人	2件	137,193円
平成27年度	1人	4件	10,368円
第4号該当 (死亡)	6人	15件	28,317円
平成21年度	1人	1件	693円
平成25年度	2人	4件	6,930円
平成26年度	2人	7件	16,158円
平成27年度	1人	3件	4,536円
第5号該当 (時効期間満了)	509(522)人	1,944件	10,564,905円



平成11年度	33 (34) 人	117 件	474,255 円
平成12年度	42 人	151 件	592,465 円
平成13年度	36 人	116 件	334,194 円
平成14年度	34 人	153 件	771,955 円
平成15年度	32 (36) 人	160 件	745,415 円
平成16年度	32 (33) 人	130 件	502,524 円
平成17年度	28 (30) 人	120 件	448,680 円
平成18年度	34 (35) 人	140 件	1,705,040 円
平成19年度	26 (27) 人	99 件	1,370,074 円
平成20年度	36 人	109 件	939,333 円
平成21年度	41 人	152 件	1,228,735 円
平成22年度	29 (31) 人	81 件	292,718 円
平成23年度	33 人	108 件	308,351 円
平成24年度	22 (23) 人	89 件	265,517 円
平成25年度	20 人	90 件	231,387 円
平成26年度	17 人	61 件	123,891 円
平成27年度	14 人	68 件	230,371 円
計	540 (555) 人	2,095 件	13,470,201 円

※合計人数のうち実人数は378人

債権放棄年月日：平成31年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
診療費	第5号該当 (時効期間満了)	257 人	272 件	9,692,598 円	時効 3年
	平成17年度	44 人	48 件	1,451,340 円	
	平成18年度	37 人	38 件	1,368,970 円	
	平成19年度	34 人	36 件	1,312,984 円	

平成 2 0 年度	39 人	41 件	977,449 円
平成 2 1 年度	20 人	20 件	472,031 円
平成 2 2 年度	16 人	16 件	272,831 円
平成 2 3 年度	21 人	24 件	1,856,466 円
平成 2 4 年度	19 人	21 件	1,065,582 円
平成 2 5 年度	15 人	15 件	487,487 円
平成 2 6 年度	12 人	13 件	427,458 円
計	257 人	272 件	9,692,598 円

※合計人数のうち実人数は 2 1 7 人